



令和4年2月24日

議 案

2 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第133号

常総市表彰条例の一部を改正する条例について

常総市表彰条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、表彰を受けるべき者の欠格に係る規定を改めるほか、表彰の特例に係る規定を設ける等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市表彰条例の一部を改正する条例

常総市表彰条例（昭和49年水海道市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条中「市の記念行事若しくは式典において、又は必要に応じて随時」を「毎年1回、市長が定める日に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（表彰の特例）

第9条 この条例により表彰を受けることとなった者が表彰前に死亡したとき、又はこの条例により表彰を受けるに相当する功績がある者が死亡したときは、表彰状、功労章及び記念品は、その遺族に贈呈するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第134号

常総市消防団条例の一部を改正する条例について

常総市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地域防災力の強化を目的として、特定の活動に限り従事する機能別団員制度を導入することとし、消防団員の種別、費用弁償の額を定める等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市消防団条例の一部を改正する条例

常総市消防団条例（昭和54年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「団員」」を「「消防団員」」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（消防団員の種別）

第2条の2 消防団員の種別は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。

3 機能別団員は、基本団員の側面的支援その他消防団長（以下「団長」という。）が特に必要と認める活動に従事する消防団員とする。

第3条中「団員」を「消防団員」に改める。

第4条中「消防団長（以下「団長」という。）及びその他の団員」を「団長及び団長以外の消防団員」に、「団長は」を「団長にあっては」に、「、その他の団員は」を「、団長以外の消防団員にあっては」に改める。

第5条、第6条、第7条第1項及び第9条中「団員」を「消防団員」に改める。

第10条中「団員は」を「消防団員は」に、「その他の団員」を「団長以外の消防団員」に改め、同条ただし書中「団員」を「消防団員」に改める。

第11条及び第12条中「団員」を「消防団員」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「団員」を「消防団員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、機能別団員には、報酬は支給しない。

第13条第2項中「技術員（消防自動車の機関員をいう。）」を「消防自動車の機関員」に改め、同条第4項中「年の中途において就職したときは、その年」を「消防団員が年度の中途において、その職に就いたときにあつてはその年度」に、「離れたときは、その年」を「離れたときにあつてはその年度」に改める。

第14条第1項中「団員が火災」を「消防団員が火災」に改め、同項ただし書中「団員が全団員」を「全ての消防団員」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 火災出動費用弁償 次の表に掲げる消防団員の区分に応じ、同表に定める額

区 分		費用弁償の額
基本団員	放水した場合	消防自動車1台1回につき 40,000円
	放水しない場合	消防自動車1台1回につき 20,000円
機能別団員		1人 1回につき 4,000円

第14条第2項中「団員」を「消防団員」に改める。

第15条第1項及び第16条第1項中「団員」を「消防団員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第135号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、令和3年8月10日に人事院から公務員給与の改定が勧告されたことを受け、当該人事院勧告に準拠して一般職に属する職員に支給する期末手当の額の改定等を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総市職員の給与に関する条例(昭和32年水海道市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成28年常総市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第18条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び常総市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第18条第4項から第6項まで若しくは第22条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は常総市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成16年水海道市条例第16号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項

において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第18条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。) 107.5分の15

ウ 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

3 令和3年12月に常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年水海道市条例第11号)その他の市規則で定めるものの規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年水海道市条例第11号)の適用を受ける者その他の市規則で定める者との権衡を考慮して市規則で定める」とする。

(市規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第136号

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、人事院勧告に基づく一般職に属する職員の給与改定に準じて、市長等特別職に支給する期末手当の額の改定等を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年水海道市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（市規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第137号

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置として、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等に係る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第16条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第138号

訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

相手方、請求の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

1 相手方

住所

氏名

2 事件の内容

相手方は、住宅資金貸付金に係る主債務者の法定相続人（配偶者）であり、相続放棄をしていないことから法定相続割合に従った債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金21,779,343円

（金銭消費貸借契約の償還未済額のうち、元金17,200,000円並びに利息及び確定損害金の合計額の2分の1の額）

(2) 前号の金額のうち、金8,600,000円（元金の2分の1の額）に対する令和元年12月14日から完済まで年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することが出来るものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することが出来るものとする。

議案第139号

訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

1 相手方

住所

氏名

2 事件の内容

相手方は、住宅資金貸付金に係る主債務者の連帯保証人であり、主債務者と連帯して債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金7,436,250円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち、元金5,800,000円及び利息の合計額)

(2) 前号の金額のうち、元金の約定返済日の翌日から完済までそれぞれ年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

議案第140号

訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

相手方、請求の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

1 相手方

(1) 連帯保証人の配偶者

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(2) 連帯保証人の子

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 事件の内容

相手方は、住宅資金貸付金に係る連帯保証人の法定相続人（配偶者及び子）であり、いずれも相続放棄をしていないことから法定相続割合に従った債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方らの一方又は双方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

相手方らに対し、それぞれ次の金額の支払を求めるもの

(1) 金9,546,742円

（金銭消費貸借契約の償還未済額のうち、元金13,638,871円及び利息の合計額の2分の1の額）

(2) 前号の金額のうち、元金の約定返済日の翌日から完済までそれぞれ年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

議案第141号

訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

相手方、請求の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

1 相手方

(1) 主債務者の配偶者

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(2) 主債務者の子

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 事件の内容

相手方は、住宅資金貸付金に係る主債務者の法定相続人（配偶者及び子）であり、いずれも相続放棄をしていないことから法定相続割合に従った債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方らの一方又は双方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

相手方らに対し、それぞれ次の金額の支払を求めるもの

(1) 金9,940,427円

（金銭消費貸借契約の償還未済額のうち、元金14,411,393円及び利息の合計額の2分の1の額）

(2) 前号の金額のうち、元金の約定返済日の翌日から完済までそれぞれ年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

議案第142号

常総市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

常総市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、民法の改正による成年年齢の引下げに伴い、団体の代表者の年齢要件を引き下げる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

常総市学校施設の開放に関する条例（平成30年常総市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第143号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5061	三坂新田町2060-2	三坂新田町2075-1

提案理由

本案は、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、新たに道路が築造されることから、当該道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第144号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5062	三坂新田町2077-3	三坂新田町2109-1

提案理由

本案は、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、新たに道路が築造されることから、当該道路を市道として認定するため、これを提出する。